

令和8年度
緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
実施要領（陸上部隊）



総務省消防庁
緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
栃木県実行委員会事務局

目 次

第 1	本部運営訓練	1
第 2	部隊参集・受援対応訓練	4
第 3	情報収集・情報伝達訓練	8
第 4	部隊運用訓練	11
第 5	部隊移動訓練	14
第 6	後方支援活動訓練	15
第 7	関係機関連携訓練	19
第 8	評 価	20
第 9	運営係員	21
第10	視 察	21
第11	車両・機体展示	21
第12	終了式	21
地図 1	～ 地図 25	22

第1 本部運営訓練

1 主 眼

- (1) 複数の都県大隊が同一の被災地内で連携した活動を実施する場合を想定し、栃木県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）、指揮本部及び指揮支援本部の指揮、調整及び連携能力の向上を図る。
- (2) 総務省消防庁、各本部及び関係機関との情報伝達を通じ栃木県の受援体制の検証を行う。

2 県災対本部、調整本部設置・運営訓練

(1) 日 時

ア 第1部

令和8年11月10日（火）8時30分から11時30分まで

イ 第2部

令和8年11月10日（火）13時00分から18時00分まで

(2) 場 所

栃木県庁8階 危機管理対策室 地図1

(3) 参加者

ア 栃木県

イ 統括指揮支援隊・情報統括支援隊（東京消防庁） ※調整本部設置場所にて宿営する。

本訓練における指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「要請要綱」という。）に基づき、統括指揮支援隊の指定順位第1位に指定されている東京消防庁とする。

ウ 被災地消防本部

（那須地区消防本部・塩谷広域行政組合消防本部・鹿沼市消防本部・宇都宮市消防局）

エ 代表消防機関代行（小山市消防本部）

オ その他

(4) 訓練内容

ア 栃木県庁8階危機管理対策室に県災対本部及び調整本部を設置し、本部運営訓練を実施する。

イ 本部運営訓練は、訓練開始後に災害状況が随時付与されるロールプレイング方式で実施する。

なお、訓練の効率を考慮し、第1部は部隊参集訓練、部隊運用訓練及び後方支援活動訓練（以下「実動訓練」という。）と連動させない。

ウ 第2部は、実動訓練と連動させ、参集した緊急消防援助隊に対して実践的な指揮及び部隊管理を行う。

エ 第1部

(ア) 県災対本部は、被害状況等を把握し各市町からの支援要請を受け、各関係機関と事案対応の調整を行う。

(イ) 被災地消防本部は、受援計画に基づき、被害の状況及び消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

- (ウ) 総務省消防庁からの緊急消防援助隊の出動決定を受け、調整本部を設置、栃木県緊急消防援助隊受援計画に基づき、必要な調整を行う。
- (エ) 調整本部に被災地消防本部、災害対策本部に総務省消防庁及び関係機関の職員の受入れを行い、緊急消防援助隊の受入れ準備を行う。
- (オ) 統括指揮支援隊へ被害及び対応状況を共有し、緊急消防援助隊の活動調整を行う。

オ 第2部

- (ア) 13時00分から、被害状況等の情報を収集し、各指揮本部及び指揮支援本部と情報の共有を図り、訓練終了までの間、部隊の指揮及び調整を行う。
- (イ) 栃木県知事による部隊移動の指示に対応するため、参集中の指揮支援部隊から、対応可能な部隊の調整を行う。
- (ウ) 多数の傷病者が発生する事故及び大人数の地域医療搬送など、一時的に多数の救急車が必要となる場合に、救急隊のみで構成する部隊の調整を行う。

(5) 訓練の終了

ア 第1部

県災対本部及び調整本部は、訓練終了後に検証会を行い、第2部に備える。

イ 第2部

訓練終了後に検証会を行い、指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（以下「運用要綱」という。）第34条第9項に規定する活動日報を作成するとともに、同条第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、総務省消防庁へ報告を行う。

ウ 統括指揮支援隊は、調整本部設置場所にて宿営する。

2日目は、栃木県なかがわ水遊園へ移動して終了式に参加する。

3 指揮本部、指揮支援本部設置・運営訓練

指揮本部及び指揮支援本部運営訓練は、次のとおり2部構成で行う。

(1) 日 時

ア 第1部

令和8年11月10日（火）8時30分から11時30分まで

イ 第2部

令和8年11月10日（火）13時00分から18時00分まで

(2) 場所・参加者

指揮本部		指揮支援隊
那須地区消防本部	地図 2	横浜市消防局
塩谷広域行政組合消防本部	地図 3	相模原市消防局
鹿沼市消防本部	地図 4	川崎市消防局
宇都宮市東消防署	地図 5	さいたま市消防局

※訓練を効率的に実施するため、各被災地消防本部に参集する指揮支援隊を、あらかじめ指定する。

※指揮支援隊は、指揮支援本部設置場所等にて宿営する。

(3) 訓練内容

- ア 被災地消防本部に指揮本部及び指揮支援本部を設置し、本部運営訓練を実施する。
- イ 本部運営訓練は、訓練開始後に災害状況が随時付与されるロールプレイング方式で実施する。訓練の効率を考慮し、第1部は、実動訓練と連動させない。
- ウ 第2部は、実動訓練と連動させ、参集した緊急消防援助隊に対して実践的な指揮及び部隊管理を行う。

エ 第1部

- (ア) 被災地消防本部は、管内の被害状況等を集約及び把握し対応の調整を行い、災害速報の通知を行う。
- (イ) 緊急消防援助隊の出動決定により指揮本部を設置し、必要な調整を行う。
- (ウ) 調整本部に対し、指揮本部の設置を報告し職員の派遣を行い、緊急消防援助隊の受入れ準備をする。
- (エ) 指揮支援隊は、被災地消防本部へ到着後、指揮支援部隊長の指示により指揮支援本部の設置を行う。
- (オ) 指揮本部は、指揮支援隊へ被害及び対応状況を共有し、消防本部、栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整を行う。

オ 第2部

- (ア) 13時00分から、被害状況等の情報共有を図り、訓練終了まで実動部隊と連動した実践的な本部運営訓練を行う。
- (イ) 部隊移動の指示を受けた指揮支援隊及び都県大隊は、被害状況等の情報を収集し、県災対本部及び調整本部と情報の共有を図り、訓練終了まで活動調整を行う。
- (ウ) 多数の傷病者が発生する事故及び大人数の地域医療搬送など、一時的に多数の救急車が必要となる場合に、救急隊のみで構成する部隊の調整を行う。

(4) 訓練の終了

ア 第1部

指揮本部及び指揮支援本部は、訓練終了後に検証会を行い、第2部に備える。

イ 第2部

訓練終了後に検証会を行い、指揮支援本部長は、運用要綱第34条第6項に規定する活動日報を作成し、指揮支援部隊長へ報告を行う。

なお、指揮支援部隊長への報告は、緊急消防援助隊動態情報システム（以下「動態情報システム」という。）により行う。

ウ 指揮支援隊は、指揮支援本部設置場所等にて宿営する。

指揮支援隊	宿营地
横浜市消防局	那須地区消防本部
相模原市消防局	塩谷広域行政組合消防本部
川崎市消防局	鹿沼市消防本部
さいたま市消防局	宇都宮市東消防署

4 連絡体制

総務省消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、原則として、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線及びその他無線を使用する。

5 指揮体制の強化

指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

第2 部隊参集・受援対応訓練

1 主 眼

- (1) 各都県大隊等が立案した進出ルート、給油及び休憩等、計画の共有
- (2) 動態情報システムを活用した部隊の参集状況、道路状況等の情報共有
- (3) 被災地消防本部における進出拠点の開設準備等、応援隊受入れ態勢の強化

2 日 時

令和8年11月10日（火）各部隊が参集を開始してから一次進出拠点、任務付与拠点に到着するまで。

3 訓練内容

- (1) 第1部の本部運営訓練と実動訓練は連動しない。
- (2) 部隊運用訓練の実施時間を確保するため、あらかじめ各都県大隊の進出拠点到着時刻を指定する。
- (3) 都県大隊及び各部隊は、動態情報システムを活用し、部隊進出状況等の情報共有を図る。
- (4) 8時30分から13時00分までの間、実動訓練に係る情報提供等については、動態情報システムを活用する。

4 指揮支援部隊参集訓練

- (1) 統括指揮支援隊・情報統括支援隊（東京消防庁）の参集

ア 空路で参集する場合

11月10日（火）9時30分までに、栃木県庁 屋上ヘリポートに到着すること

イ 陸路で参集する場合

11月10日（火）9時30分までに、栃木県庁に到着すること

(2) 指揮支援隊の参集

ア 空路で参集する場合

指揮支援隊	進出拠点（場外離着陸場）	到着時刻
さいたま市消防局	栃木ヘリポート 地図 6	9 時 30 分まで
横浜市消防局	蛇尾川緑地公園 地図 7	9 時 40 分まで
川崎市消防局	鹿沼市消防本部	10 時 00 分まで

イ 陸路で参集する場合

指揮支援隊	参集場所	到着時刻
横浜市消防局	那須地区消防本部	10 時 00 分まで
相模原市消防局	塩谷広域行政組合消防本部	10 時 00 分まで
川崎市消防局	鹿沼市消防本部	10 時 00 分まで
さいたま市消防局	宇都宮市東消防署	10 時 00 分まで

5 統合機動部隊・都県大隊参集訓練

(1) 一次進出拠点（栃木県内に進出する最初の拠点を言う。）

訓練を効率的に実施するため、一次進出拠点及び到着時刻を次のとおり指定する。

都県 (部隊)	一次進出拠点	到着時刻	
		統合機動部隊	都県大隊
埼玉県	那須地区消防組合 西那須野消防署東 地図 8	10 時 45 分～ 11 時 15 分まで	12 時 30 分～ 13 時 00 分まで
東京都		11 時 00 分～ 11 時 30 分まで	12 時 45 分～ 13 時 15 分まで
山梨県		11 時 15 分～ 11 時 45 分まで	13 時 15 分～ 13 時 45 分まで
長野県		11 時 30 分～ 12 時 00 分まで	13 時 45 分～ 14 時 15 分まで
福島県	矢板運動公園 地図 9	11 時 30 分まで	12 時 00 分まで
静岡県		12 時 30 分まで	13 時 00 分まで
神奈川県	鹿沼市消防本部 (一次進出拠点及び任務付与拠点)	12 時 30 分まで	13 時 00 分まで
千葉県		12 時 30 分まで	13 時 00 分まで
群馬県	栃木総合運動公園南第 2 駐車場 (一次進出拠点及び任務付与拠点) 地図 10		13 時 45 分まで
茨城県			14 時 00 分まで

- (2) 任務付与拠点（現場活動に入る前に、任務付与及び活動方針の決定等を行い、態勢を整えるための拠点。）

都県（部隊）	任務付与拠点	部隊運用会場
埼玉県	黒羽刑務所跡地南 地図 11	黒羽刑務所跡地 地図 13
東京都		
山梨県		
長野県		
福島県	大田原市湯津上支所 地図 12	東京石材株式会社 地図 14
静岡県		
神奈川県	鹿沼市消防本部 （一次進出拠点及び任務付与拠点）	南摩ダム 地図 15
千葉県		
群馬県	栃木県総合運動公園南第2駐車場 （一次進出拠点及び任務付与拠点）	カンセキスタジアムとちぎ 地図 16
茨城県		

- (3) 統合機動部隊及び都県大隊は、動態情報システムを活用し、運用要綱第24条及び第25条に基づき部隊規模及び出動ルート等を調整本部へ報告すること。

また、後続する隊及び被災地消防本部に、進出状況、道路状況等の情報共有を行うこと。

6 NBC 災害即応部隊

一次進出拠点及び任務付与拠点

訓練を効率的に実施するため、進出拠点及び到着時刻を次のとおり指定する。

部隊	一次進出拠点及び任務付与拠点	到着時刻
前橋市消防局 NBC 災害即応部隊	栃木県総合運動公園 南第2駐車場	13 時 15 分まで
つくば市消防本部 NBC 災害即応部隊		13 時 30 分まで

7 進出ルート及び給油・休憩計画

- (1) 実行委員会事務局から道路管理者に対し事前に情報提供をするため、各都県大隊等は、あらかじめ進出ルートとして使用する高速道路、給油・休憩場所（S A・P A）等について計画を立て、電子メールにて実行委員会事務局宛て報告すること。

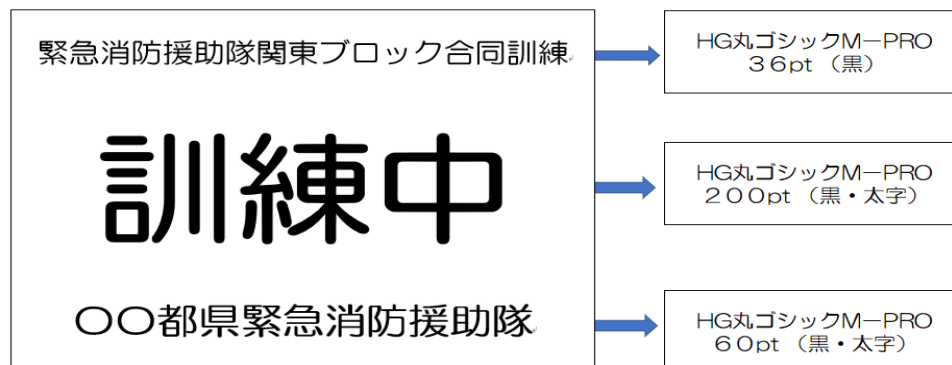
送付先：tochigi-kinentai@pref.tochigi.lg.jp

- (2) 高速道路インターチェンジ出口付近等において消防車両等が滞留し、渋滞の発生や一般車両の通行に支障を及ぼす恐れがあることから、各都県大隊等は、動態情報システム及び消防無線（主運用波等）を積極的に活用の上、分散出動に努めること。
- (3) 高速道路及び有料道路の料金所を通過する際、料金徴収員に車検証に記載された車種（普通、中型、大型特殊等）を、「第2.8.(3)」の例のとおり表示しておき、口頭でも伝えること。ただし、ETCを装備している車両については、この限りではない。

8 車両表示等

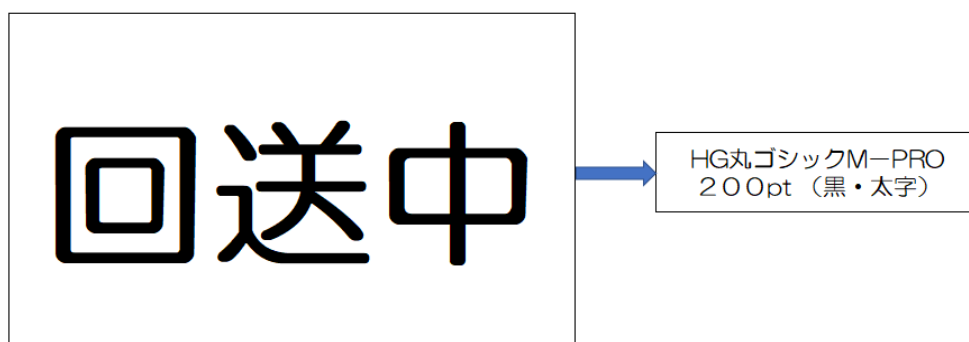
- (1) 訓練に参加する車両は、実災害の出動車両と区別するため、次の例により表示用紙を作成し、車両の前部から視認できる位置に表示すること。

例) A4サイズ



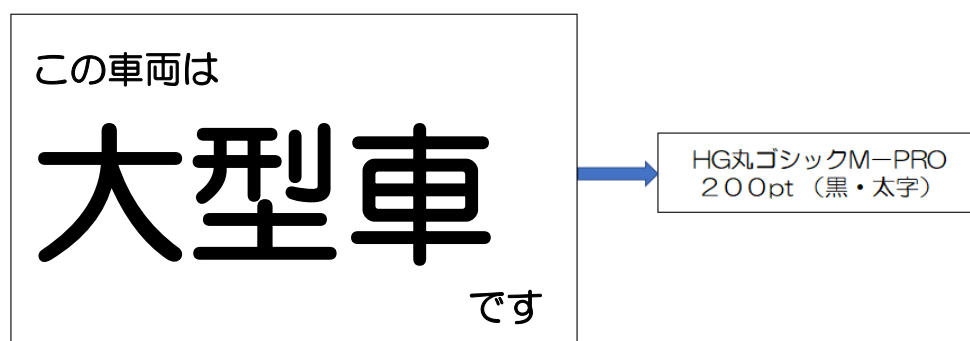
- (2) 救急車が単独で一般道を利用し、部隊運用訓練における傷病者の搬送後に訓練会場に戻る時、又は部隊運用訓練が終了し宿営場所等へ移動する時は、次の例により表示用紙を作成し、車両の前部から視認できる位置に表示すること。（各所属で所有の「回送中」プレート等の使用も可）

例) A4サイズ



- (3) 訓練に参加する車両の車検証に記載されている車種（普通、中型、大型等）を次の例により車両の前部から視認できる位置に表示しておき、料金徴収員に問われた際は、口頭でも伝えること。ただし、ETCを装備している車両については、この限りではない。

例) A4サイズ



9 故障・事故発生時の対応

- (1) 参集中、消防車両等に故障等が発生した場合は、各都県大隊等において対応すること。
- (2) 訓練中に事故等が発生した場合は、「緊急消防援助隊事故等報告要領について」（令和2年6月8日付け消防広第150号）に基づき対応し、総務省消防庁及び関係機関に報告すること。
- (3) 故障、事故等については、実行委員会事務局にも連絡すること。
「栃木県実行委員会事務局：028-623-2132」

第3 情報収集・情報伝達訓練

1 主 眼

- (1) 各部隊は、動態情報システム、消防庁映像共有システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を活用し災害現場の情報収集を行い、効果的な指揮運用に資する。
- (2) 県災対本部等は、WEB会議システムを活用し、被害状況や活動状況について、積極的に情報の共有を図る。
- (3) 動態システムの運用については、「緊急消防援助隊動態情報システム（DJS）の活用促進に向けた運用の変更について」（令和7年3月28日付 消防広第94号）に基づき行う。

2 構 成

- (1) 動態情報システム運用訓練
- (2) ドローン運用訓練
- (3) 映像伝送装置活用訓練
- (4) 消防無線統制訓練
- (5) WEB会議システム活用訓練

3 動態情報システム運用訓練

- (1) 日 時
令和8年11月10日（火）部隊参集・受援対応訓練の開始から18時00分まで
- (2) 場 所
各部隊運用訓練会場等
- (3) 参加者
訓練に参加する全部隊、調整本部及び指揮本部
- (4) 訓練内容
動態情報システムを活用し、各都県大隊、各部隊、指揮本部及び指揮支援本部は、部隊進出状況、災害状況等の情報共有を図り、調整本部は、部隊進出状況、拠点進出及び災害状況等を把握する。

4 ドローン運用訓練

(1) 日 時

令和 8 年 11 月 10 日（火）部隊運用訓練の開始から 18 時 00 分まで

(2) 場 所

ア 黒羽刑務所跡地

イ 東京石材株式会社

ウ 南摩ダム

エ カンセキスタジアムとちぎ

(3) 参加者

栃木県広域消防応援隊、各統合機動部隊、各都県大隊

(4) 訓練内容

ア 「航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドラインを踏まえた緊急消防援助隊における無人航空機の飛行調整手順について」（令和 7 年 1 月 20 日付け消防広第 11 号）に基づき実施する。

イ ドローンを活用し、訓練会場の情報収集及び安全管理を実施する。

ウ 映像伝送装置を活用した映像伝送を行う部隊は、ドローン等で撮影した映像を消防庁クラウドへ伝送する。

5 映像伝送装置活用訓練

(1) 広報通信車（無線中継車）を活用した映像伝送

ア 日時・参加隊等

日 時	参加部隊	場 所	使用資機材
令和 8 年 11 月 10 日（火） 14 時 15 分から 15 時 15 分まで	東京都大隊	黒羽刑務所跡地	通信工作車

イ 訓練内容

(ア) （一財）自治体衛星通信機構山口管制局の設備点検に伴い、総務省消防庁が配備する無線中継車及び可搬型衛星地球局による映像伝送が実施できないことから、本訓練における映像伝送は東京消防庁通信工作車及び東京消防庁本部庁舎を活用した代替伝送方式により実施する。

(イ) 通信支援小隊は、映像伝送時間までに資機材の準備を完了する。

(ウ) 地球衛星通信ネットワーク（第 3 世代）映像伝送に係る申込みについては、東京消防庁が（一財）自治体衛星通信機構に対して行うものとする。

なお、映像伝送の申込み時間は、余裕を持った運用を考慮し、令和 8 年 11 月 10 日 14 時 00 分から 15 時 30 分までとする。

(エ) 伝送映像には、画面右上に送信局名、画面中央下部に撮影場所（訓練会場名）のテロップを入れる。（例：送信局名「〇〇消防」、撮影場所「〇〇会場」）

(オ) 映像伝送を終了する場合や、不具合により映像伝送できない場合は、（一財）自治体衛星通信機構にその旨を伝える。

連絡先	電話番号
(一財) 自治体衛星通信機構本部	(N T T) 03-6261-1541
	(衛 星) 048-300-100

(2) モバイルエンコーダーを活用した映像伝送

ア 日時、参加部隊及び場所

日 時	参加部隊	場 所
令和8年11月10日（火）、活動部隊及び指揮本部等が必要と判断した時間	埼玉県統合機動部隊	黒羽刑務所跡地
	東京都統合機動部隊	
	山梨県統合機動部隊	
	長野県統合機動部隊	
	福島県統合機動部隊	東京石材株式会社
	静岡県統合機動部隊	
	神奈川県統合機動部隊	南摩ダム
	千葉県統合機動部隊	
	群馬県大隊	カンセキスタジアムとちぎ
	茨城県大隊	

イ 訓練内容

- (ア) ドローン及び映像伝送装置を運用する部隊は、ドローン操縦機の HDMI 端子に映像伝送装置を接続し、総務省消防庁クラウドに対して伝送する。
- (イ) 総務省消防庁は、映像伝送装置から伝送された動画を、映像配信システムのクラウドサーバーに保存する。
- (ウ) 調整本部、指揮本部及び指揮支援本部は、所有するパソコンやタブレット端末等で総務省消防庁クラウドにログインし、動画を確認する。
- (エ) 動画を撮影した都県以外の団体が、総務省消防庁から配信された動画等を記録媒体に保存する場合は、その団体の責任において厳重に管理すること。

6 消防無線統制訓練

(1) 日 時

令和8年11月10日（火）部隊参集・受援対応訓練の開始から
令和8年11月11日（水）11時00分まで

(2) 参加者

訓練に参加する全部隊、調整本部、指揮本部及び指揮支援本部

(3) 訓練内容

ア 運用要綱及び「緊急消防援助隊出動時における通信連絡体制の確保について」（平成30年6月19日付け消防広第225号、消防情第181号）を基に、統制波及び主運用波等の使用について、必要な統制等を行う。

イ 署活動用無線機の使用は、「緊急消防援助隊出動時における署活動用無線機の使用について」（平成31年4月25日付け消防広第102号、消防情第128号）に基づき行う。

7 緊急消防援助隊動態情報システム（DJS）及びWEB会議システム活用訓練

(1) 日 時

令和8年11月10日（火） 適宜、必要に応じて

(2) 訓練内容

調整本部等は、本部運営訓練と部隊運用訓練において積極的に活用し緊急消防援助隊相互の情報共有を図ること。（部隊移動、新設部隊の調整、無人航空機の飛行調整手順等）

第4 部隊運用訓練

1 主 眼

- (1) 被災地消防本部、栃木県広域消防応援隊、統合機動部隊及び都県大隊等との情報共有、連携の強化
- (2) 複数の都県大隊が互いに連携した活動の実施
- (3) 新設部隊の活動能力の向上
- (4) 指揮支援隊長の管理及び都県大隊長の指揮の下、安全管理を徹底した活動
- (5) 現地合同調整所における関係機関との情報共有及び活動調整の実施

2 構 成

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 道路啓開訓練 | (7) 孤立者救助訓練 |
| (2) 障害物除去訓練 | (8) 浸水災害救助訓練 |
| (3) 土砂災害救助訓練 | (9) 大規模火災消火訓練 |
| (4) 座屈倒壊建物救助訓練 | (10) NBC 災害救助訓練 |
| (5) 多重衝突事故救助訓練（トンネル崩落） | (11) 多数傷病者搬送訓練 |
| (6) 中高層建物救助訓練（大規模陥没） | |

3 日 時

令和8年11月10日（火）各部隊が訓練会場へ到着してから18時00分まで

4 場所・参加者・訓練内容

(1) 黒羽刑務所跡地

参加者	訓練内容
東京都統合機動部隊・大隊 埼玉県統合機動部隊・大隊 長野県統合機動部隊・大隊 山梨県統合機動部隊・大隊	・道路啓開訓練 ・障害物除去訓練 ・土砂災害救助訓練 ・座屈倒壊建物救助訓練 ・多重衝突事故救助訓練（トンネル崩落） ・中高層建物救助訓練（大規模陥没）
栃木県広域消防応援隊	・初動対応訓練
法務省矯正局特別機動警備隊（SeRT：サート）	・土砂災害救助訓練

栃木県警察本部	・多重衝突事故救助訓練（トンネル崩落）
日本DMA T	・活動拠点本部設置運営訓練 ・救護所設置 仮想病院運営訓練
栃木県警察犬訓練所	・土砂災害救助訓練 ・座屈倒壊建物救助訓練
国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）	・中高層建物救助訓練（大規模陥没）
日本赤十字社	・救護所設置運営訓練

(2) 東京石材株式会社

参加者	訓練内容
静岡県統合機動部隊・大隊 福島県統合機動部隊・大隊	・道路啓開訓練 ・土砂災害救助訓練
栃木県広域消防応援隊	・初動対応訓練
栃木県警察本部	・土砂災害救助訓練
陸上自衛隊	・土砂災害救助訓練
日本DMA T	・活動拠点本部設置運営訓練 ・救護所設置 仮想病院運営訓練
栃木県警察犬訓練所	・土砂災害救助訓練
国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）	・土砂災害救助訓練

(3) 南摩ダム

参加者	訓練内容
神奈川県統合機動部隊・大隊 千葉県統合機動部隊・大隊	・道路啓開訓練 ・土砂災害救助訓練 ・大規模火災消火訓練 ・浸水災害救助訓練 ・孤立者救助訓練
栃木県広域消防応援隊	・初動対応訓練
栃木県生コンクリート工業組合	・大規模火災消火訓練
日本DMA T	・活動拠点本部設置運営訓練 ・救護所設置 仮想病院運営訓練
栃木県警察犬訓練所	・土砂災害救助訓練
国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）	・土砂災害救助訓練

(4) カンセキスタジアムとちぎ

参加者	訓練内容
前橋市消防局 NBC 災害即応部隊	・NBC 災害救助訓練
つくば市消防本部 NBC 災害即応部隊	・多数傷病者搬送訓練
群馬県大隊	・初動対応訓練

茨城県大隊	
栃木県広域消防応援隊	
栃木県警察本部	
陸上自衛隊	
日本DMAT	・活動拠点本部設置運営訓練 ・救護所設置 仮想病院運営訓練

5 救急活動

- (1) 特定行為の指示要請は「応援救急隊における救急業務の実施について（平成 29 年 3 月 30 日付け消防救第 47 号）」のとおりとし、地元MCにて対応したものとする。
- (2) 通信途絶時の特定行為の指示要請については、「大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の実施について（平成 29 年 3 月 30 日付け消防救第 48 号）」に基づき実施する。
- (3) 搬送先医療情報の提供については、任務付与拠点等から行う。
- (4) トリアージタグは、自隊で保有しているものを使用すること。
- (5) 要救助者の観察は次のとおりとする。

(ア) 男女共通

観察項目	観察内容
脈拍・呼吸・血圧	実測又は傷病者カード指示
意識レベル	傷病者カード指示
動脈血中酸素飽和度又はブランチテスト	実測又は傷病者カード指示
視診	衣服の上から実施（衣服の切断・脱衣無し）

(イ) 男性

観察項目	観察内容
体温	実測又は傷病者カード指示
聴診・触診	実測又は傷病者カード指示

(ウ) 女性

観察項目	観察内容
体温	傷病者カード指示
聴診	傷病者カード指示 直接聴診・間接聴診ともに実施なし
触診	体幹部の肩から下、膝から上の触診は実施しない。その他は実測可能。

- (6) 救急搬送時は、必要な処置を行うこと。資機材が不足した場合は、実災害と同様に可能な処置のみを実施し、医療機関にその旨を伝えること。なお、走行は一般走行とする。
- (7) 搬送先の仮想病院は次のとおりとする。

会 場	仮想病院
黒羽刑務所跡地	黒羽刑務所跡地南

東京石材株式会社	大田原市湯津上支所
南摩ダム	ヤオハンいちごパーク 地図 22
カンセキスタジアムとちぎ	栃木県総合運動公園第4駐車場 地図 23

- (8) 仮想病院へ搬送し引継ぎ後、搬送や処置に使用した資機材は回収し、未回収の資機材がないよう定期的に確認すること。

6 訓練の終了

訓練は、次にあげる事項により終了とする。

- (1) 要救助者を全て救出し、救護所又は仮想病院への搬送が完了した時点
- (2) 運営係員から訓練終了の指示があった時点

7 活動日報の作成及び報告

各都県大隊長及び統合機動部隊長は、1日目の訓練終了後、運用要綱第34条第5項に規定する活動日報を作成し、動態情報システムにて指揮支援本部長に報告すること。

8 留意事項

- (1) 訓練参加中に、一般市民及び一般車両等の事故に遭遇した場合は、直ちに訓練を中止し、事故現場にて可能な措置を講ずるとともに、必要に応じて119番及び110番通報を行うこと。
- (2) 訓練中、車両等に不具合が生じた場合は、各都県大隊において対応すること。
- (3) 全会場、原則禁煙とする。
- (4) 既存施設内での訓練については、運営係員が現示等により示した場所を除き、原則、立入禁止とする。

第5 部隊移動訓練

1 主 眼

- (1) 栃木県知事による部隊移動の指示により、緊急消防援助隊の機動力の強化を図る。
- (2) 継続して多発する災害に対応するため、転戦における迅速な災害対応態勢の強化を図る。

2 日 時

令和8年11月11日（水）

部隊移動指示（移動指示時刻）から部隊移動完了まで。

3 場 所

部隊移動進出拠点

- (1) 栃木県なかがわ水遊園 地図 24
- (2) 栃木県総合運動公園東第1駐車場 地図 25

4 参加者

部隊移動の指示で対象となった各都県大隊（後方支援中隊を除く）。

5 訓練内容

(1) 消防力が劣勢な被災地へ、災害が終息した被災地で活動している緊急消防援助隊に対し、消防組織法第44条の3第1項に規定する、栃木県知事による部隊移動等を指示する。

(2) 部隊移動の指示は、調整本部の部隊移動に関する意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して行う。

6 留意事項

(1) 部隊移動については、都県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、中隊及び小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(2) その他の留意事項は、「第2 部隊参集・受援対応訓練 8及び9」を参照。

第6 後方支援活動訓練

1 主 眼

(1) 受援側の受入れ体制の構築を図るとともに、応援側は自己完結型で効率的かつ実効性のある後方支援活動を行う。

(2) 複数の都県が一つの宿営場所を共有するため、各都県の後方支援中隊が相互に調整及び協力し、円滑な後方支援活動を行う。

(3) 限られたスペースを有効に活用し、効果的な後方支援活動が実施できるようレイアウト等を工夫する。また、各都県単位で隊員の体調管理及び衛生管理の徹底を図る。

(4) 平常時と同様の危険物の貯蔵、取扱い及び確保が困難な場合を想定し、民間石油業者及び燃料補給車（無償使用車）と連携した危険物の貯蔵・取扱いの運用を、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付 消防災第364号、消防危第171号）等に基づき行い、円滑かつ適切な燃料補給を実施する。

2 構 成

(1) 宿営地設置・運営訓練

(2) 感染症予防訓練

(3) 燃料補給訓練

3 宿営地設置・運営訓練

(1) 日 時

令和8年11月10日（火）後方支援中隊が宿営地に参集してから

令和8年11月11日（水）撤収完了まで

(2) 場 所

宿営地	都県
テイリン黒羽スポーツの森	東京都、長野県

菖蒲沢公園	埼玉県、山梨県
大桶運動公園	静岡県、福島県
栗野総合運動公園	神奈川県、千葉県
栃木県消防学校	茨城県、群馬県

(3) 参加隊

都県大隊の後方支援中隊

(4) 前提条件

- ア 各都県大隊長は、各都県大隊の応援等実施計画に基づき、あらかじめ後方支援中隊長を指定すること。
- イ 各都県の後方支援中隊長は、他都県の後方支援中隊長と調整の上、相互に協力し、円滑な後方支援活動を実施すること。
- ウ 後方支援活動については、各都県大隊内で自己完結することとし、一体的かつ効率的に実施すること。
- エ 宿营地における着替え、給食及び休憩場所等のエリア分けを明確にし、汚染及び感染予防（デコンタミネーション）を考慮した活動とすること。
- オ 女性活躍推進等を踏まえた宿営レイアウトの検証を行うこと。
- カ 令和6年能登半島地震、令和7年岩手県大船渡市林野火災の教訓を踏まえ、厳冬期の宿営を想定した資機材を考慮すること。
- キ 車両の駐車及び資機材搬入は、運営係員等の指示に従い、他都県大隊と調和を図りながら円滑に実施すること。
- ク 訓練は、2日目の資機材撤収が完了した時点で終了とし、後方支援中隊長は引揚げ時に都県大隊長等へ報告すること。

(5) 留意事項

- ア 各会場の隣接施設への立ち入りは禁止とする。
- イ 火気を使用する場合は、運営係員等の指示に従うこと。直接地面に影響を及ぼす裸火の使用は厳禁とし、地面保護等の対策も実施すること。
- ウ 既存施設トイレは使用可能とし、トイレットペーパーは、施設備え付けのものは使用せず、各都県大隊等にて持参したものを使用すること。ただし、仮設トイレのトイレットペーパーは使用しても構わない。
また、各都県大隊が所有の簡易トイレ等を必要と判断した場合は、設置することも可能とするが、設置場所については、運営係員の指示に従うこと。その際の汚物等は、各都県で処分すること。
- エ 貴重品は、各自で管理すること。
- オ 駐車車両の施錠及び資機材の管理を徹底し、盗難防止に万全を期すこと。
- カ 屋外での発電機及び照明器具等の使用は、各会場の使用停止時間を厳守し、その他の注意事項については、宿営場所到着時に運営係員から伝達する。

キ 交通渋滞等を考慮した部隊の引揚げを行うため、各都県大隊の後方支援中隊は、終了式には参加せず、資機材撤収後、速やかに分散して会場を引揚げること。

ク 各宿営地における、その他の留意点等については次頁の表のとおりとする。

会 場	屋内外	都県 隊数	照明・発電機 使用停止時間	退場時間	その他
テイリン黒羽 スポーツの森	屋外	2	午後 11 時 00 分から 翌午前 5 時 00 分まで	午前 10 時 まで	施設トイレ使用可能 熱影響を与える裸火の禁止 施設内禁煙
菖蒲沢公園	屋外	2	午後 11 時 00 分から 翌午前 5 時 00 分まで	午前 10 時 まで	施設トイレ使用可能 熱影響を与える裸火の禁止 施設内禁煙
大桶運動公園	屋外	2	午後 11 時 00 分から 翌午前 5 時 00 分	午前 10 時 まで	施設トイレ使用可能 熱影響を与える裸火の禁止 施設内禁煙
栗野総合 運動公園	屋外	2	午後 11 時 00 分から 翌午前 5 時 00 分	午前 10 時 まで	施設トイレ使用可能 熱影響を与える裸火の禁止 施設内禁煙
栃木県消防学校	屋外	2	午後 11 時 00 分から 翌午前 5 時 00 分	午前 10 時 まで	施設トイレ使用可能 熱影響を与える裸火の禁止 施設内禁煙

4 感染症予防訓練

(1) 日 時

令和 8 年 11 月 10 日（火）後方支援中隊が宿営地に参集してから

令和 8 年 11 月 11 日（水）撤収完了まで

(2) 場 所

ア テイリン黒羽スポーツの森

イ 菖蒲沢公園

ウ 大桶運動公園

エ 栗野総合運動公園

オ 栃木県消防学校

(3) 参加者

宿営地を利用する緊急消防援助隊

(4) 訓練内容

後方支援中隊は、宿営地にデコンタミネーションエリアを設け、汚染及び感染予防等を考慮した、後方支援活動を実施する。

5 燃料補給訓練

(1) 日 時

令和8年11月10日（火） 14時00分から17時00分までの間

(2) 場 所

- ア テイリン黒羽スポーツの森
- イ 菖蒲沢公園
- ウ 大桶運動公園
- エ 栃木県消防学校

(3) 参加者

- ア 緊急消防援助隊1都7県の後方支援中隊
- イ 民間石油業者

(4) 訓練内容

- ア 緊急消防援助隊無償使用燃料補給車による軽油給油訓練
- イ 民間石油業者の移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による軽油給油訓練

(5) 前提条件

「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防災第364号、消防危第171号）に基づき実施する。

ア 緊急消防援助隊無償使用燃料補給車による軽油給油訓練

(ア) 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成2年10月31日付け消防危第105号）により、直接給油「可」とする。

(イ) 給油を行う者は、燃料補給車を所有する消防本部の職員とし、その職員は危険物取扱者免状を保有している者とする。

イ 民間石油業者の移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による軽油給油訓練

(ア) 代金の支払いは、「現金払い」のみとする。（領収書の発行あり）

なお、燃料単価は、あらかじめ実行委員会事務局から周知する。

(イ) 給油を行う者は、民間石油業者とする。

ウ 各都県は、ローテーション方式により効率的に給油を受けるため、早めに準備を行う。

エ 関係法令等を遵守して実施すること。

オ 基本的な流れ

(ア) 指定した場所と時間に、燃料補給車及び民間車両を配置

(イ) アースの確保等、安全対策の準備

(ウ) 給油を必要とする消防車両又は金属製携行缶を持参し入場

(エ) 事前に計画した補給量の確認、給油開始、完了

(オ) 支払い、領収証の受領、退場

(6) 留意事項

ア 領収書は、その場で確認すること。後日の再発行等には応じないものとする。

イ 円滑な訓練進行のため、支払い時につり銭が出ないよう必ず硬貨も準備しておくこと。

ウ 上記以外の燃料補給は、適宜適切なタイミングで給油所にて給油すること。

第 7 関係機関連携訓練

1 主 眼

- (1) 「大規模災害時の救助・搜索活動における関係機関連携要領」（令和 7 年 6 月 5 日改正）の To Do リストの活用
- (2) 被災地消防本部、消防団、栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊は、救助活動等の現場において、自衛隊、国土交通省、警察、DMAT 及びその他関係機関と連携

2 現地合同調整所設置・運営訓練

- (1) 被災地消防本部は、関係機関と情報共有及び活動調整等を行うため、現地合同調整所を設置する。
- (2) 被災地消防本部の現場責任者、統括都県大隊長及び関係機関の現場責任者は、現地合同調整所に集結し、活動エリア、内容、手順及び情報通信手段等を調整する。

3 活動調整会議訓練

消防の各部隊が、自衛隊、警察等の関係機関と、被害状況、活動状況等の情報を共有し、検索開始時間や活動方針等の調整を行うことを目的として、適宜、活動調整会議を開催する。

4 現場活動連携訓練

消防の各部隊は、現地合同調整所や活動調整で決定した方針を基に、救助活動等の現場で、自衛隊、警察等と活動連携を図る。

第8 評価

1 評価者

各訓練、各エリアの評価者を下表のとおり指定する。

評価者は、担当する訓練の開始時刻までに訓練会場へ参集する。

2 評価表

実行委員会事務局から、あらかじめ評価者へ電子メールにより送信する。

訓練項目		会 場	評価者
本部運営訓練	災害対策本部 消防応援活動調整 本部運営訓練	栃木県庁 8 階　危機管理対策室	横浜市消防局指揮支援隊該当職員 群馬県職員 群馬県防災航空隊 さいたま市消防局 消防庁国民保護・防災部防災課広域 応援室職員
	指揮本部 指揮支援本部運営訓練	那須地区消防本部	千葉市消防局指揮支援隊該当職員
		塩谷広域行政組合消防本部	静岡市消防局指揮支援隊該当職員
		鹿沼市消防本部	浜松市消防局指揮支援隊該当職員
		宇都宮市東消防署	浜松市消防局指揮支援隊該当職員
部隊参集・受援対応訓練		各訓練会場	指揮支援部隊長、各指揮支援隊長 各統合機動部隊長 各都県大隊長 NBC 災害即応部隊長
情報収集・情報伝達訓練		各訓練会場	指揮支援部隊長、各指揮支援隊長 各統合機動部隊長 各都県大隊長 NBC 災害即応部隊長 各通信支援小隊長
部隊運用訓練		各訓練会場	各都県大隊長又は各部隊長 NBC 災害即応部隊長 つくば市消防本部
後方支援活動訓練		各訓練会場	各都県大隊の後方支援中隊長
燃料補給訓練　※1		各訓練会場	給油会場の燃料補給担当員　※2
関係機関連携訓練		各訓練会場	各指揮支援隊長 各都県大隊長 NBC 災害即応部隊長

※1 栗野総合運動公園は除く

※2 受援側職員

第9 運営係員

1 配 置

各訓練を円滑に進行するため、各訓練会場に運営係員を配置する。

栃木県職員及び栃木県内消防本部職員等の中から実行委員会事務局が指定した職員をもってあてる。

2 業務内容

- (1) 訓練全体の統括、進捗管理
- (2) 訓練会場の設営準備、撤収作業
- (3) 訓練の開始、終了、インシデントが発生した場合、訓練中断の判断
- (4) 訓練者への状況付与、活動場所、現示の掲示及び時間等の制限
- (5) 要救助者、要救助者役（生体・ダミー）の管理
- (6) 車両の誘導、交通事故等の防止のための注意喚起
- (7) 視察者の先導、同行
- (8) 参観者の受付、誘導、安全管理、訓練内容の説明
- (9) 報道機関、一般見学者の対応
- (10) 動画、静止画の撮影（各訓練の活動記録）

3 その他

運営係員の組織、配置及び相互の連絡体制等は、別に定める。

第10 視 察

消防庁国民保護・防災部長及び栃木県知事等による視察を行い、活動隊員の士気の高揚を図る。

第11 車両・機体展示

緊急消防援助隊を広くPRするため、緊急消防援助隊無償使用車両等の展示を行う。

- (1) 日 時：令和8年11月11日（水）午前9時00分から午前11時00分まで
- (2) 場 所：栃木県総合運動公園東第1駐車場、サッカー・ラグビー場
- (3) 留意事項：車両・機体展示の詳細は、別に定める。

第12 終了式

- (1) 日 時：令和8年11月11日（水）午前10時30分から午前11時00分まで
- (2) 場 所：栃木県なかがわ水遊園
- (3) 参加者：訓練参加者、栃木県警察本部、陸上自衛隊等
- (4) 総合指揮者：統括指揮支援隊長（東京消防庁）

地図 1

栃木県庁 8階 危機管理対策室 【栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1-20】
（広域図）

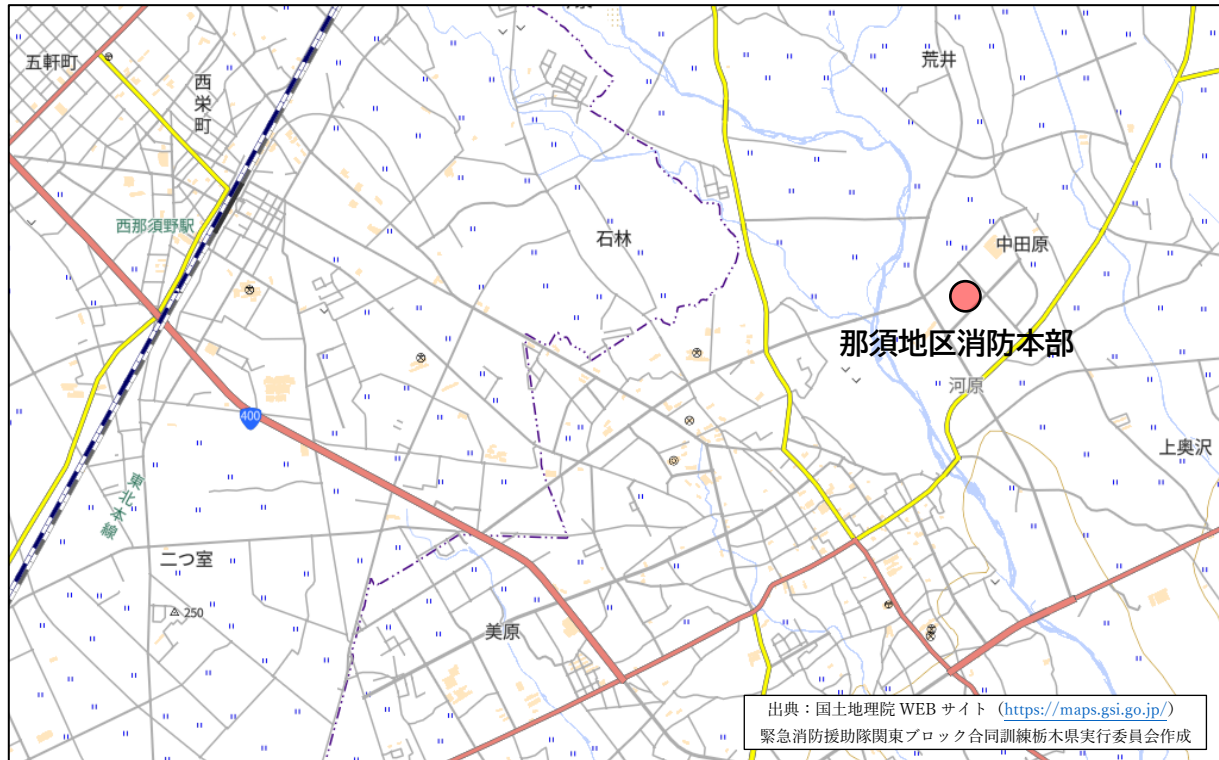


（詳細図）



地図 2

那須地区消防本部 【栃木県大田原市中田原 868-12】
（広域図）



（詳細図）



地図3

塩谷広域行政組合消防本部 【栃木県矢板市富田 94-1】
（広域図）



（詳細図）



地図4

鹿沼市消防本部 【栃木県鹿沼市上殿町 520-1】
（広域図）



（詳細図）



地図5

宇都宮市東消防署 【栃木県宇都宮市中今泉5丁目 37-16】
（広域図）

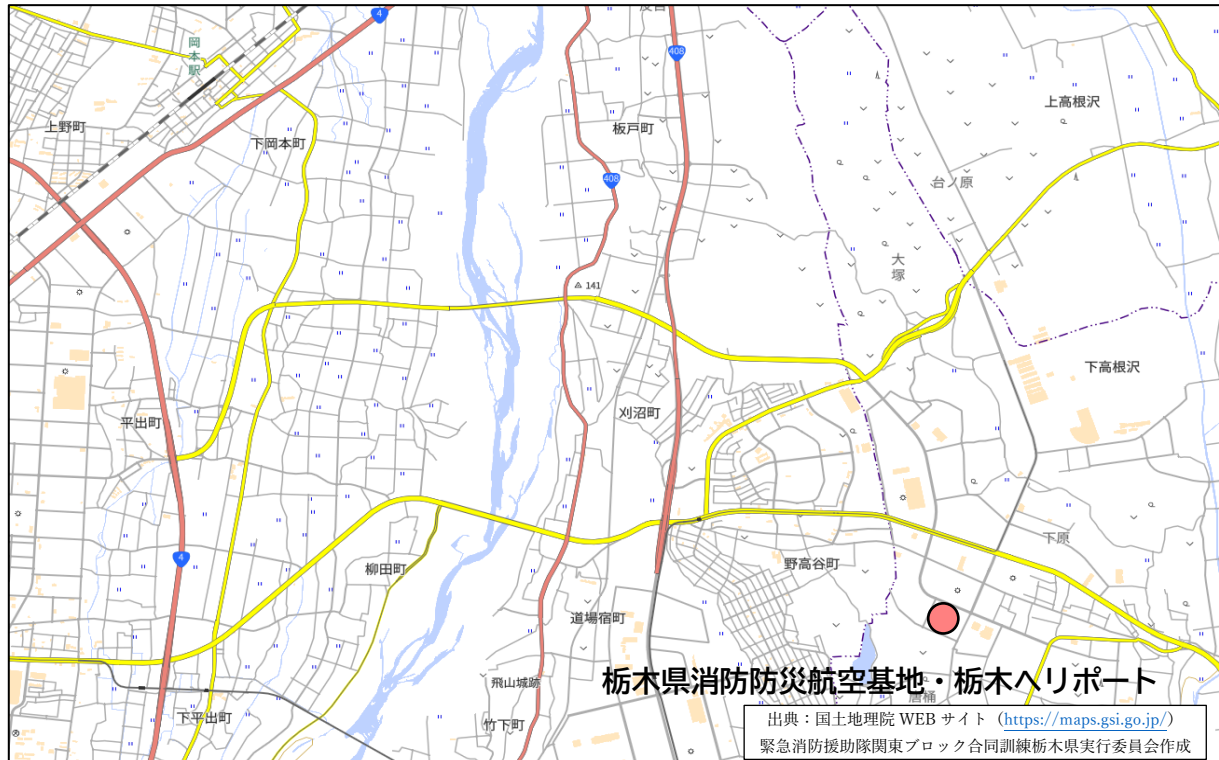


（詳細図）

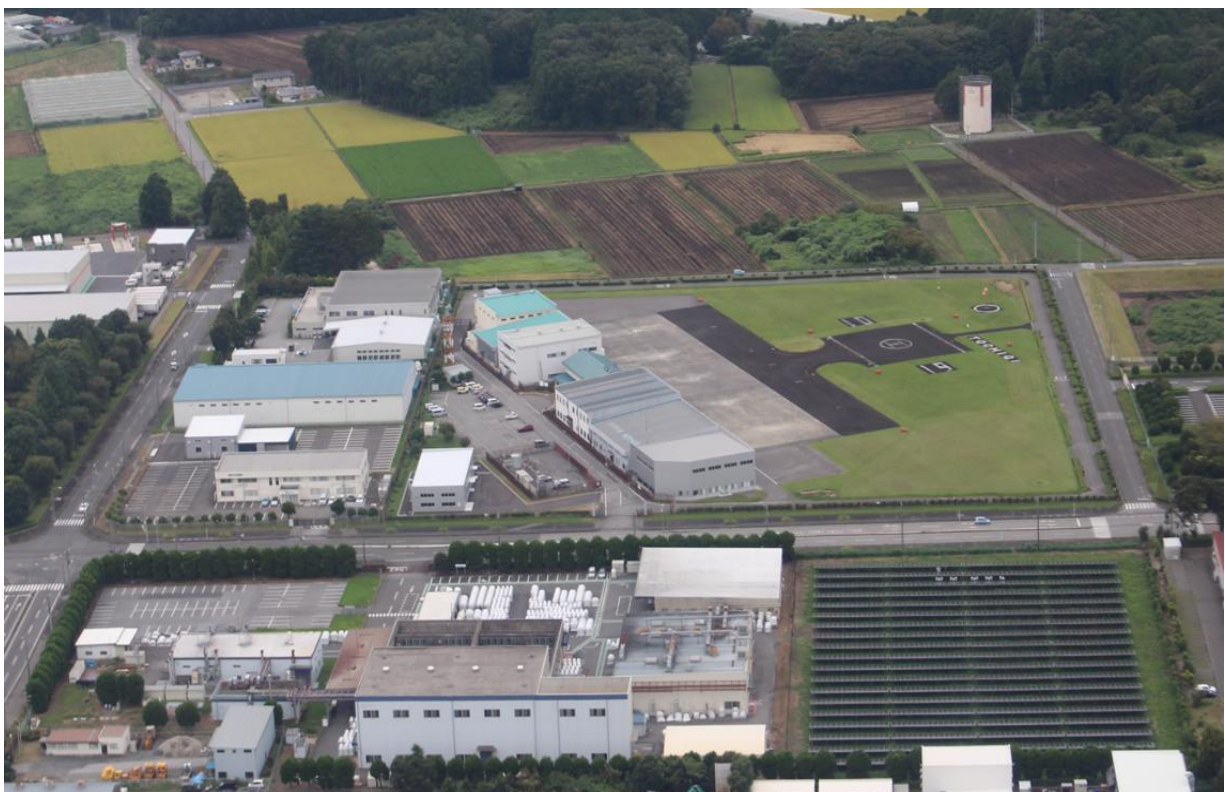


地図6

栃木県消防防災航空隊基地・栃木ヘリポート 【栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台 128-1】
（広域図）

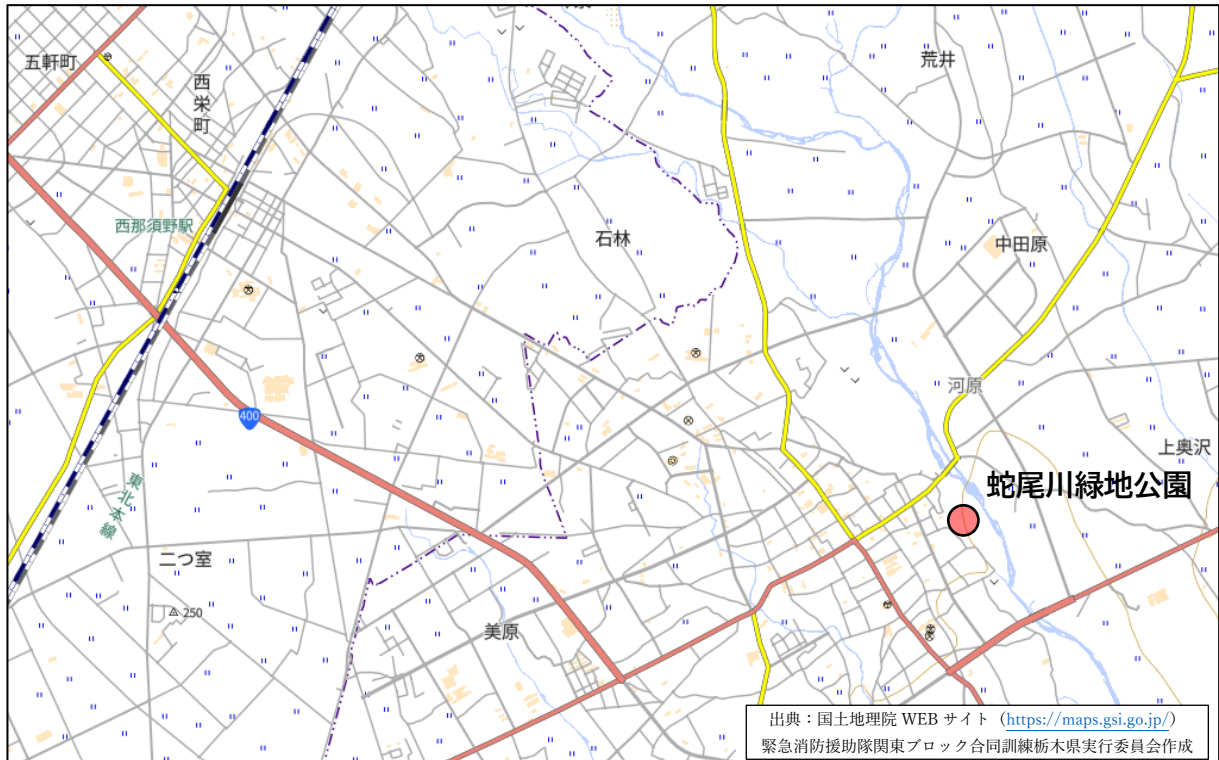


（詳細図）



地図 7

蛇尾川緑地公園 【栃木県大田原市城山 2 丁目 3924】
（広域図）



（詳細図）



地図 8

那須地区消防組合西那須野消防署東 【栃木県那須塩原市三島 5 丁目 1-251】
（広域図）



（詳細図）



地図 9

矢板運動公園 【栃木県矢板市幸岡 1954】
（広域図）



（詳細図）



地図 10

栃木県総合運動公園南第2駐車場 【宇都宮市西川田4丁目1-1】
（広域図）



（詳細図）



地図 11

黒羽刑務所跡地南 【栃木県大田原市寒井 1466-2】
（広域図）



（詳細図）



地図 12

大田原市湯津上支所 【栃木県大田原市湯津上 5-1081】
（広域図）



（詳細図）



地図 13

黒羽刑務所跡地 【大田原市寒井 1466-2】
（広域図）

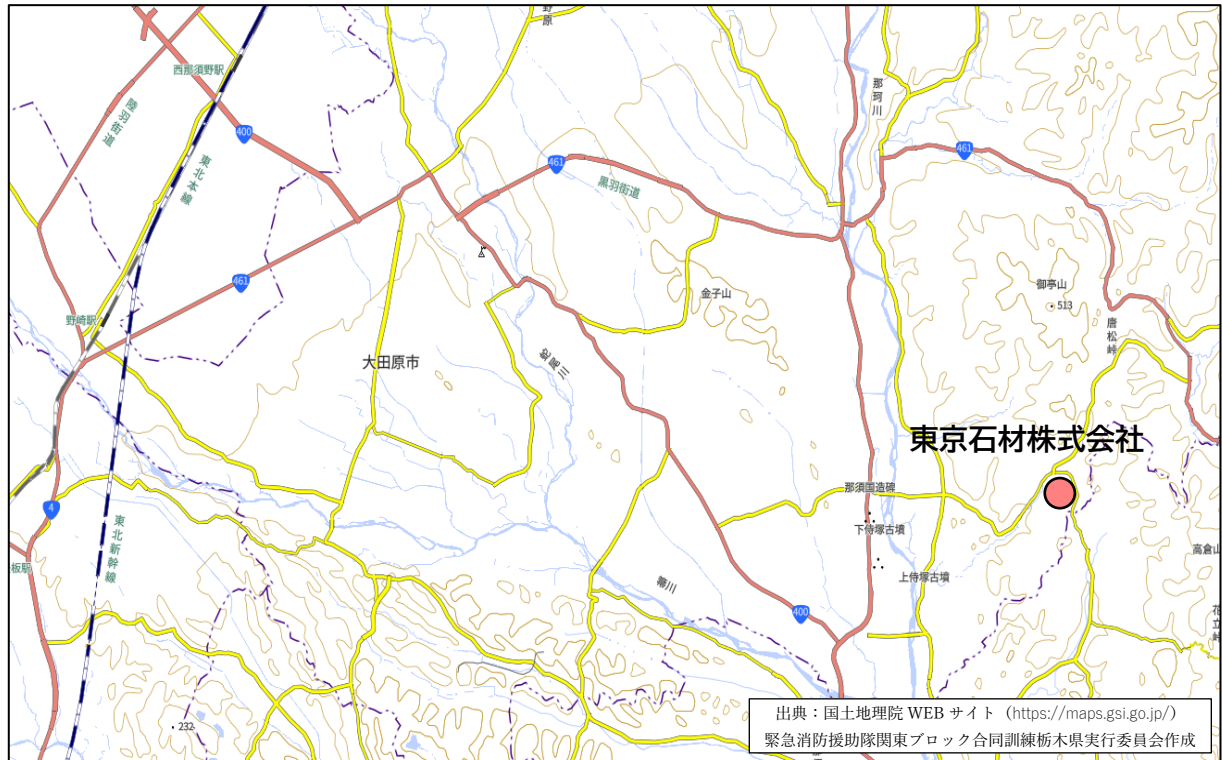


（詳細図）



地図 14

東京石材株式会社 【大田原市亀久 957-1】
（広域図）



（詳細図）



地図 15

南摩ダム 【鹿沼市上南摩町】
（広域図）



（詳細図）



地図 16

カンセキスタジアムとちぎ 【宇都宮市西川田 4 丁目 1-1】
（広域図）

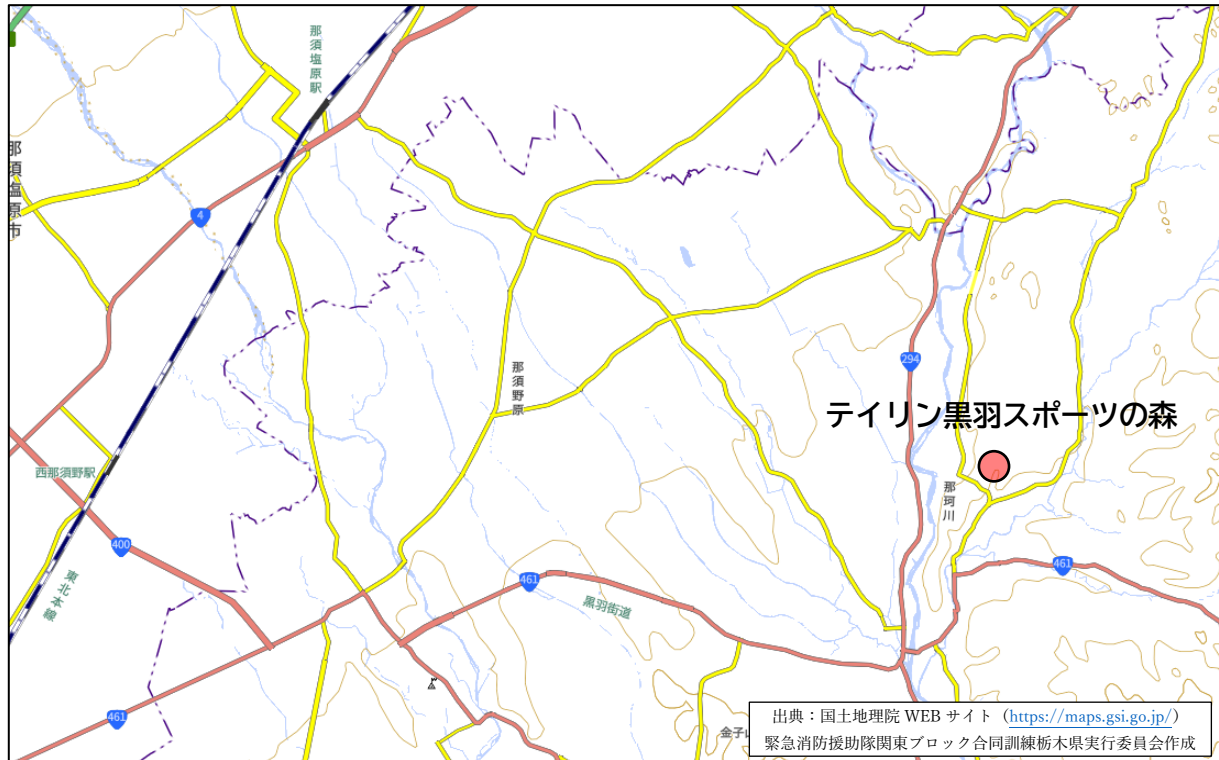


（詳細図）



地図 17

テイリン黒羽スポーツの森 【栃木県大田原市大輪 1726】
（広域図）



（詳細図）



地図 18

菖蒲沢公園 【栃木県さくら市金枝 256】
（広域図）



（詳細図）



地図 19

大桶運動公園 【栃木県那須烏山市大桶 1926-9】
（広域図）

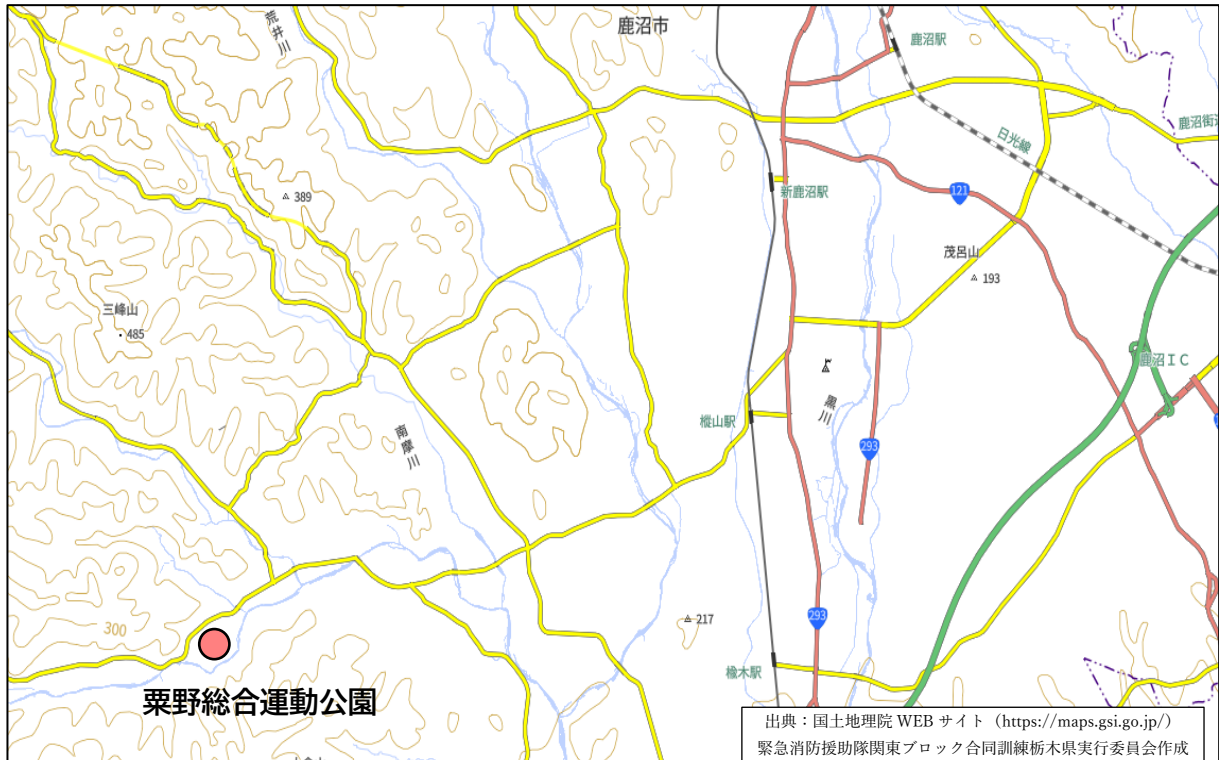


（詳細図）



地図 20

栗野総合運動公園 【栃木県鹿沼市口栗野 1222-3】
（広域図）



（詳細図）



地図 21

栃木県消防学校 【栃木県宇都宮市中里町 248】
（広域図）



（詳細図）



地図 22

ヤオハンいちごパーク 【栃木県鹿沼市旭が丘 3164 番地 1】
（広域図）



（詳細図）



地図 23

栃木県総合運動公園第4駐車場 【宇都宮市西川田 4 丁目 1-1】
（広域図）

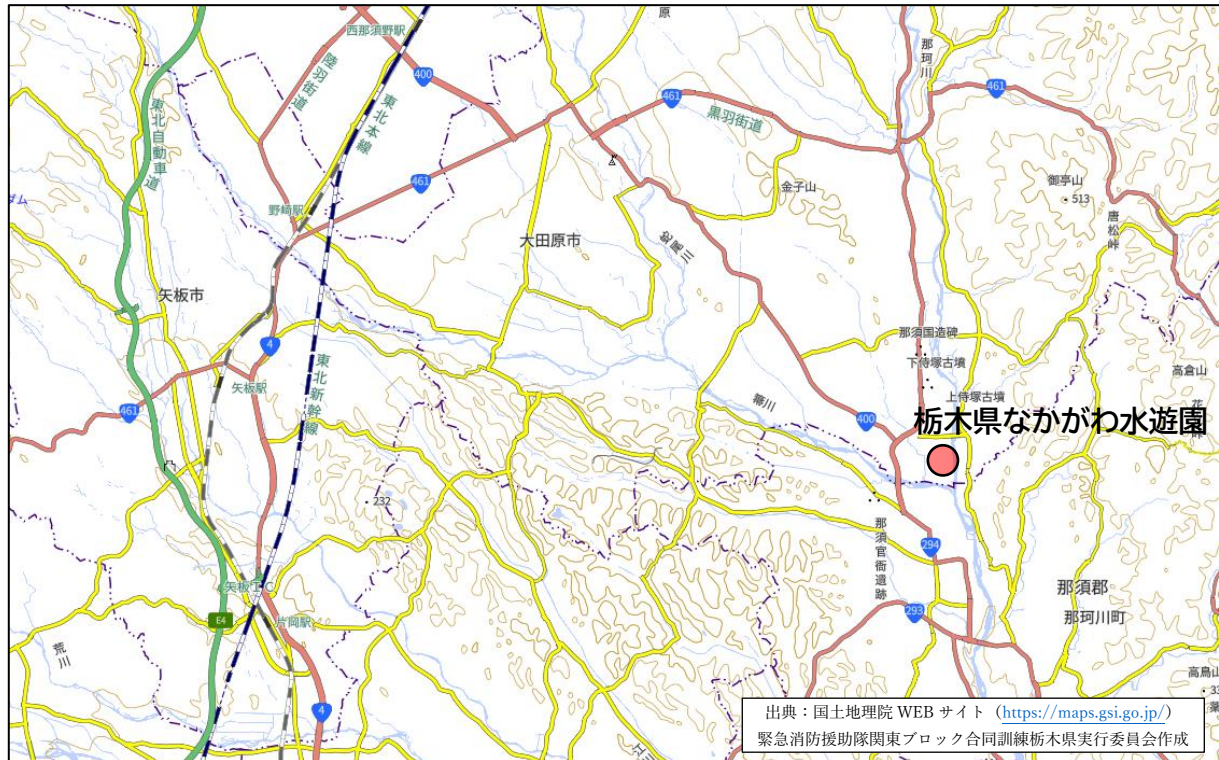


（詳細図）



地図 24

栃木県なかがわ水遊園 【栃木県大田原市佐良土 2686】
（広域図）



（詳細図）



地図 25

栃木県総合運動公園東第1駐車場、サッカー・ラグビー場 【栃木県宇都宮市西川田4丁目1-1】
（広域図）



（詳細図）

